

京都市告示第 326 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 10 月 28 日

京都市長職務代理者

京都市副市長 星 川 茂 一

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科小野緯34 の1号線	山科区小野西浦47番地の13地先から	旧	メートル 81.90	メートル 3.10 ~ 6.01
	同区勧修寺閑林寺6番地の13地先まで	新	81.10	6.00 ~ 9.30
山科勧修寺緯 163号線	山科区小野西浦47番地の5地先から	旧	31.30	4.00 ~ 4.06
	伏見区醍醐上ノ山町18番地の13地先まで	新	31.30	6.01 ~ 7.30
醍醐緯36号線	伏見区醍醐上ノ山町6番地の16地先から	旧	39.80	0.65 ~ 3.80
	同町69番地地先まで	新	29.80	6.01 ~ 13.80
淀95号線	伏見区淀際目町214番地の27地先から	旧	58.30	3.90 ~ 4.75
	同町225番地の14地先まで	新	58.30	6.00 ~ 6.25

(建設局土木管理部道路明示課)